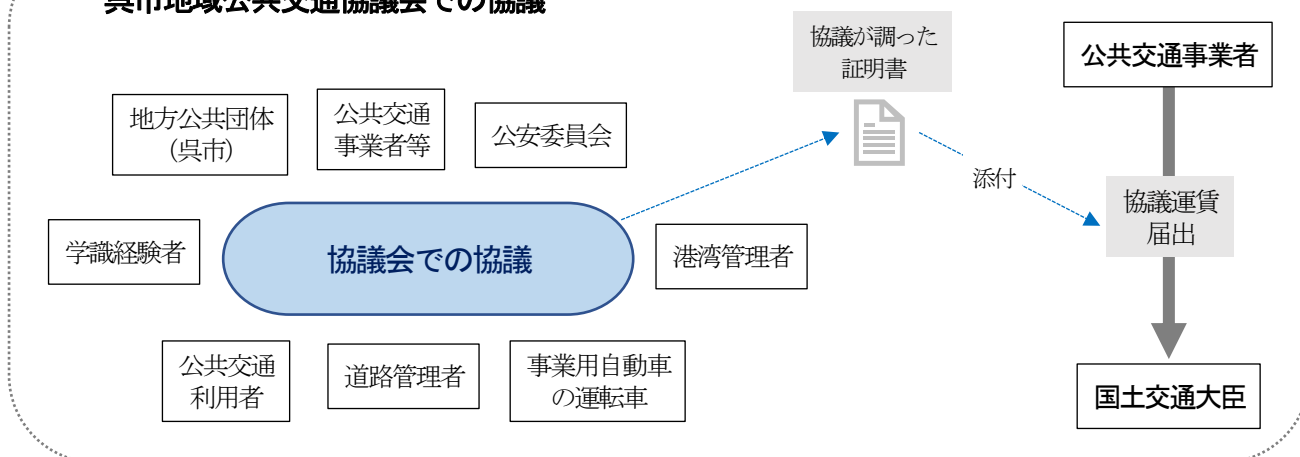


道路運送法の改正に伴う協議運賃の協議方法の見直しについて

これまで

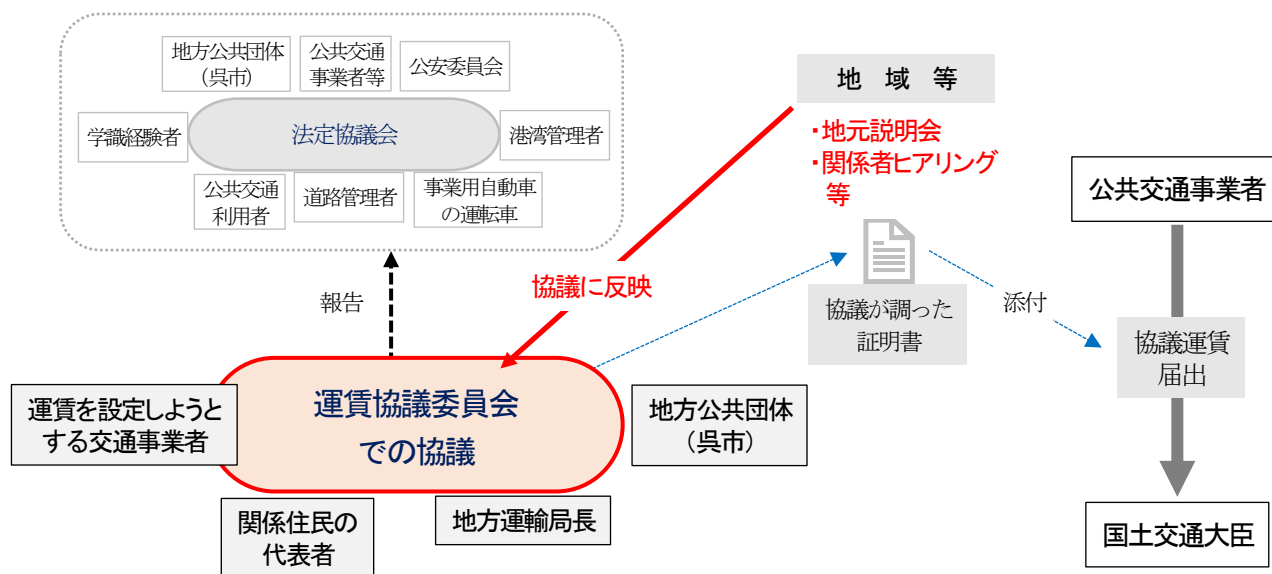
呉市地域公共交通協議会での協議



対応(案)

呉市地域公共交通協議会の分科会に「運賃協議委員会」を設置

運賃協議委員会での協議



※関係事業者が複数いる場合は、運賃協議委員会は事業者毎に開催が必要となる。

【運賃協議委員会について】

- ・委員会の委員は、道路運送法第9条第4項の各号に掲げる者のうちから会長が指名した者とし、委員長は呉市とする。
- ・委員会の議案は、全会一致で決する。
- ・委員会での決議事項については、呉市地域公共交通協議会に報告する（協議会の承認は求めない。）。